

未利用口座管理手数料の新設等について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊金庫では、長期間ご利用のない預金口座が不正利用されることによる被害を未然に防止するため、「未利用口座管理手数料の新設」及び「残高のない未利用口座の自動解約」の取扱いを開始いたします。

また、お客さまが印鑑を持参されていない場合の口座解約手続きを簡略化するため、「一定金額未満の普通預金口座等解約手続きの印鑑レス化」の取扱いも合わせて開始いたします。

今後とも、より一層サービスの向上、地域貢献に努めて参りますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料および自動解約について

適用開始日	令和4年4月1日（金）
対象となるお客さま	個人、個人事業主、法人のお客さま
対象となる口座	普通預金（総合口座を含む）、決済用普通預金、貯蓄預金
未利用期間	令和4年4月1日以降、最後の預入れまたは払戻し（当該口座の利息入金および本手数料の引落しは除きます）から 2年以上、一度もお取引がない口座
預金残高	取扱開始日以降：預金残高10,000円未満（既存口座も含みます）
対象外となる条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一店舗（お客さま単位）において、定期性預金、投資信託、国債、出資金、借入（カードローン契約含む）のお取引がある場合 ・ 20歳未満の口座（最後の預入れまたは払戻しから2年経過した該当日現在の年齢） ・ 後見支援預金 ・ 差押対象口座 ・ 相続対象口座
手数料金額	年間：1,320円（消費税込）
初回手数料引落日	令和6年8月以降を予定しています。
手数料の引落日 口座の自動解約	<p>①対象のお客さまへ、お届けのご住所に案内文書を送付いたします。 ※郵送した案内文書が延着または到着しなかった場合も通常到着すべき時に到着したものとしてお取扱い致します。</p> <p>②案内文書送付後、一定期間（3ヵ月）経過後もご利用がない場合、手数料を当該口座より引落しさせていただきます。一定期間内（3ヵ月）に再度ご利用されるか、ご解約されますと手数料はかかりません。 ※引き続き、お取引がない場合は、翌年以降も手数料を引落致します。</p> <p>③口座残高が手数料に満たない場合は、残高全額を引落し後、当該口座を自動的に解約させていただきます。 ※未利用口座管理手数料の返却、解約口座の再利用には応じかねますので、予めご了承ください。</p>

2. 一定金額未満の普通預金口座等解約手続きの印鑑レス化

取扱開始日	令和4年4月1日（金）
対象となるお客さま	個人、個人事業主のお客さま
対象となる口座	預金残高10,000円未満の普通預金（総合口座を含む）、決済用普通預金、貯蓄預金、納税準備預金 ・総合口座の場合は定期預金がセットされていないこと ・カードローンなど融資の返済用口座でないこと ・相続対象口座、差押対象口座でないこと
手続きに必要な事項	・対象口座の預金者ご本人（未成年者名義の場合は親権者）による手続きであること ・運転免許証等の公的な本人確認書類のご提示 ※未成年者名義の場合は親権者の公的な本人確認書類および預金名義人の公的な本人確認書類 ・通帳のご持参

3. 改定する預金規定

- ・普通預金（無利息型普通預金を含む）規定
- ・総合口座（無利息型総合口座を含む）取引規定
- ・貯蓄預金規定
- ・納税準備預金規定

※改定後の預金規定は当金庫ホームページ画面の「**預金規定集**」でご確認ください。

以上